

第5章

韓国

関税

高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は10.2%であるが、衣類が平均28.4%（最高35%）と相対的に高くなっているのをはじめとして、ガラス製の信号用品及び光学用品（35%）、銅製品（13～16%）、アルミ製品（13～16%）等、譲許税率の高い品目が存在する。また、譲許率は電気機器が74.0%となっており、非農産品全体では93.8%である。非譲許品目としては、貨物自動車（実行税率10%）、発電機（実行税率8%）、医薬品（実行税率8%）等がある。

なお、1997年7月に、ITAに参加したことにより、情報技術製品の関税率が2004年までに無税化された。また、1999年には前年10月の米韓自動車交渉の結果、乗用車の譲許税率（最高80%）を一律8%に引き下げた。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市

場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。上述の韓国の自由化に向けた努力は評価できるが、韓国はOECD加盟国であり、先進国の一員として自由貿易の推進を図るべき立場にあることや、韓国の世界貿易に占める地位等を考えると、今後更なる自由化が期待される。

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

韓国における知的財産法制については、TRIPS協定の履行期限を前倒しにして1999年末以前に整備を完了し、TRIPS理事会における協定の実施レビューを受ける等、制度整備面からその取組について評価することができる。

しかしながら、特許庁発表の「2012年度模倣被害調査報告書（2013年3月）」によれば、模倣被害ありと回答した我が国企業のうち、22.8%が韓国で製造、経由、販売消費いずれかの被害を受けていると報告されており、中国に次いで高い被害率となっている。

これに関して、韓国において、刑事処罰の量刑強化や損害額の推定規定の改正等制度面での改善がなされている。特に、模倣品等対策に有効な制度である、形態模倣規制の導入等を内容とする不正競争防止法の改正がなされており、このようなTRIPS協定による義務以上の取組については高く評価できる。執行面でも、2008年及び2010年

に、それぞれ著作権特別司法警察隊及び商標権特別司法警察隊が発足し、模倣品・海賊版の取締り体制が強化された。また、2011年には、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）への署名、韓EU FTA及び韓米FTAの批准に伴う特許法、デザイン保護法、商標法及び関税法等の改正が行われたことに加え、我が国と同様に、知的財産の創出・保護・活用に関する基本理念を定めた知識財産基本法が施行された。

今後も、産業界・権利者等の制度利用者から具体的な問題点についての一層の情報提供を促しつつ、運用面での取組について、引き続き注視していくことが必要である（第2章「ASEAN諸国」の「[1] アジア諸国全般」を参照）。